

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第 6 号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（安全運転管理者等の選任等の届出）</p> <p>第11条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の届出は、安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の2）又は副安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の3）<u>3通</u>を公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>2 規則第9条の13第1項後段の規定により前項の届出書に添付しなければならない書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 運転管理に関する経歴書（様式第4号の4）又は運転経歴書（様式第4号の5）<u>2通</u></p> <p>(4) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）<u>第29条第1項第2号</u>の規定により発行される運転記録証 1通</p> <p>3 略</p> <p>（臨時適性検査等の通知）</p> <p>第22条 略</p> <p>（<u>高速自動車国道</u>における権限）</p>	<p>（安全運転管理者等の選任等の届出）</p> <p>第11条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の届出は、安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の2）又は副安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の3）<u>2通</u>を公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>2 規則第9条の13第1項後段の規定により前項の届出書に添付しなければならない書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 運転管理に関する経歴書（様式第4号の4）又は運転経歴書（様式第4号の5）<u>1通</u></p> <p>(4) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）<u>第29条第1項第4号</u>の規定により発行される運転記録証 1通</p> <p>3 略</p> <p>（臨時適性検査等の通知）</p> <p>第22条 略</p> <p>（<u>認知機能検査員講習等</u>）</p> <p><u>第22条の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を実施しようとする者は、公安委員会が実施する認知機能検査員講習又は認知機能検査員資格審査を受けなければならない。</u></p> <p>（<u>高速自動車国道等</u>における権限）</p>

改正前		改正後	
第32条 法第114条の3の規定により、法の規定する警察署長の権限に属する事務のうち、 <u>高速自動車国道にかかるものは</u> 、佐賀県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。		第32条 法第114条の3の規定により、法の規定する警察署長の権限に属する事務のうち、 <u>高速自動車国道等に係るものは</u> 、佐賀県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。	
別表第1の3（第8条の2関係）		別表第1の3（第8条の2関係）	
路線名	区間	路線名	区間
略		略	
一般国道497号西九州自動車道（武雄佐世保道路）	武雄市西川登町大字神六から武雄市東川登町大字袴野字宮市10147番1まで	一般国道497号西九州自動車道	武雄市西川登町大字神六から武雄市東川登町大字袴野字宮市10147番1まで 唐津市浜玉町淵上字帽子川220番5から伊万里市南波多町谷口字立山292番1まで 伊万里市山代町久原字伊勢越4276番2から伊万里市山代町立岩字小松堀2891番1まで
略		略	
一般国道385号	略	一般国道385号	略
一般国道497号	唐津市浜玉町淵上字帽子川220番5から唐津市原字笹原1396番6まで	一般国道498号	武雄市朝日町大字中野字中小路10263番11から伊万里市大坪町字堂ノ前丙2071番1まで
一般国道498号	武雄市朝日町大字中野字中小路10263番11から伊万里市大坪町字堂ノ前丙2071番1まで	略	略
略		略	
県道佐賀空港線	略	県道佐賀空港線	略
県道山本波多津線	略	県道唐津北波多線	唐津市北波多徳須恵字壁田1167番5から唐津市北波多上平野3364番6まで
略		県道山本波多津線	略
県道鍋島停車場東	略	略	略
		県道鍋島停車場東	略

改正前		改正後	
山田線		山田線	
県道江上光法停車場線	略	県道半田鬼塚線	唐津市鬼塚1316番2から唐津市原字笹原1395番1まで
略		県道江上光法停車場線	略
略		略	
県道塩屋大曲線	伊万里市黒川町大字塩屋字城平221番2から伊万里市黒川町大字畑川内字下り松2433番2まで 伊万里市黒川町大字畑川内字原田2066番1から伊万里市南波多町大字水溜2287番1まで 伊万里市黒川町大字塩屋字城平236番1から伊万里市黒川町大字塩屋字城平233番2まで	県道塩屋大曲線	伊万里市黒川町大字塩屋字城平221番2から伊万里市黒川町大字畑川内字下り松2433番2まで 伊万里市黒川町大字畑川内字原田2066番1から伊万里市南波多町大字水溜2287番1まで 伊万里市黒川町大字塩屋字城平236番1から伊万里市黒川町大字塩屋字城平233番2まで 伊万里市南波多町古里字後口谷4287番1から伊万里市南波多町水留字西1840番1まで
県道北方朝日線	略	県道千々賀神田線	唐津市千々賀字千々賀416番4から唐津市山田字田中4641番1まで
略		県道北方朝日線	略
略		略	

様式第4号の2（第11条の2関係）

略

注1 安全運転管理者を選任したときは、15日以内に届出書（3通）、運転管理経歴書（2通）、住民票（1通）、運転記録証明書（自動車安全運転センター発行）（1通）及び写真3cm×2.5cm（2枚）を警察署へ提出してください。

注2 届出事項（、、、、、、、）の変更を行う場合は、届出書（3通）のみで結構です。

様式第4号の2（第11条の2関係）

略

注1 安全運転管理者を選任したときは、15日以内に届出書（2通）、運転管理経歴書（1通）、住民票（1通）、運転記録証明書（自動車安全運転センター発行）（1通）及び写真3cm×2.5cm（2枚）を警察署へ提出してください。

注2 届出事項（、、、、、、、）の変更を行う場合は、届出書（2通）のみで結構です。

改正前	改正後
<p>注3 略</p> <p>様式第4号の3（第11条の2関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>注1 安全運転管理者を選任したときは、15日以内に届出書（<u>3通</u>）、運転管理経歴書（<u>2通</u>）、住民票（1通）、運転記録証明書（自動車安全運転センター発行）（1通）及び写真3cm×2.5cm（2枚）を警察署へ提出してください。</p> <p>注2 届出事項（ 、 、 、 、 ）の変更を行う場合は、届出書（<u>3通</u>）のみで結構です。</p> <p>注3 略</p>	<p>注3 略</p> <p>様式第4号の3（第11条の2関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>注1 安全運転管理者を選任したときは、15日以内に届出書（<u>2通</u>）、運転管理経歴書又は運転経歴書（<u>1通</u>）、住民票（1通）、運転記録証明書（自動車安全運転センター発行）（1通）及び写真3cm×2.5cm（2枚）を警察署へ提出してください。</p> <p>注2 届出事項（ 、 、 、 、 ）の変更を行う場合は、届出書（<u>2通</u>）のみで結構です。</p> <p>注3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の3の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。